

協同農業普及事業の実施に関する方針

鹿 児 島 県

平成 2 3 年 3 月 2 5 日

目 次

はじめに	-----	1
第1 普及指導活動の課題	-----	2
1 かごしま農業の発展を支える担い手の育成・確保		
2 かごしま農業の戦略的な産地形成に向けた取組に対する支援		
3 環境と調和した農業生産及び安心・安全な農畜産物の安定供給に向けた取組に対する支援		
4 農村の振興に向けた取組に対する支援		
第2 普及指導員の配置に関する事項	-----	3
1 普及指導員の配置		
2 普及指導員の在任期間	-	
3 普及指導員の計画的な養成及び確保		
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	-----	4
1 研修目標		
2 普及指導員研修の体系及び内容		
3 研修の計画的な実施		
4 調査研究，研究会活動等の充実強化		
5 人事交流の促進		
第4 普及指導活動の方法に関する事項	-----	5
1 普及指導活動の重点化		
2 普及指導活動の重点化に伴う関係機関・団体との連携と役割分担		
3 試験研究及び研修教育との一体的取組の充実強化		
4 普及指導計画の策定と評価		
5 調査研究の実施及び成果の活用		
6 民間等との連携		
7 研修教育の充実強化		
8 行政施策の活用支援		
9 普及事業担当課等の運営		
10 その他普及指導活動の方法に関する留意事項		
第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項	-----	9
1 農業に関する教育への協力		
2 普及事業担当課等の施設・機能の充実		
3 地域振興局・支庁の管轄区域を越えた普及指導活動		
4 海外技術協力への対応		
5 都道府県間の連携の強化		

はじめに

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（以下「助長法」という。）の規定に基づき、県が農林水産省と協同し、専門の職員として普及指導員を置いて、直接農業者に対し農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図ろうとするものであり、昭和23年の制度発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を上げてきたところである。

併せて、近年における農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、国内外との産地間競争、食料・農業・農村を取り巻く環境の変化に対応するため、普及事業の運営に当たっては、今後も農業改良助長法の趣旨に則り、食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、国民に対する安全な食料の安定供給等に寄与するよう適切に運営することとされている。

一方、本県の農業は、南北約 600kmにおよぶ県土を有し、温暖な気候の下、広大な畑地などの特性を活かして、畜産・園芸を中心に生産が行われており、食品加工業等とも結びついた本県経済を支える基幹産業となっている。しかし、高齢化による農業従事者数の減少やそれに伴う産地力低下への懸念、台風、桜島降灰等多発する自然災害や特殊病害虫への対応など多くの課題を抱えている。

また、本県の食・農業・農村に関する施策の方向性等を示した「かごしま食と農の県民条例」及び同条例に基づく基本方針、「かごしま将来ビジョン」「食と農の先進県づくり大綱」の実現に向け、普及指導員の機能発揮により普及指導活動の高度化・効率化を一層推進して、効果的な活動を行う。

このため、本県普及事業においては、次の第1に掲げる4つを基本的課題とし、その解決に向けて、積極的かつ総合的に推進する必要がある。

以上の考えに基づき、本県普及事業を実施する上での基本的な考え方を示すものとして、協同農業普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることとする。

第1 普及指導活動の課題

次の課題を基本的課題として、地域の実情に即して国の施策との連携を図りつつ、取り組むこととする。

1 かがしま農業の発展を支える担い手の育成・確保

かがしま農業の中心となる認定農業者や農業法人等に対し、試験研究機関等で開発された高度な技術や知識、経営改善の普及指導活動を行うことを通じて、その革新的技術の確立や経営管理能力の向上に向けた取組に対する支援を行う。

また、将来における農業の担い手を確保するため、新規就農者、青年農業者・女性農業者、集落営農組織など、意欲ある多様な農業者への技術及び経営方法の習得等の支援を行う。

2 かがしま農業の戦略的な産地形成に向けた取組に対する支援

「安心・安全・新食料供給基地」の実現を目指し、中長期的な地域農業の担い手育成の視点に立って、高度な技術や知識の普及指導活動等を通じて、本県の農畜産物の生産拡大を図るとともに、高付加価値化等を促進して「かがしまブランド」を確立するなど、消費者等のニーズに十分対応できる産地の育成に向けた取組に対する支援を行う。

また、産地の収益力向上に向けた畑かんや水田の有効活用、耕畜連携等による生産性の高い営農の確立や、農畜産物の生産に加え、その加工・流通を含めた総合的な取組、加工・業務用需要への対応など6次産業化への取組に対する支援を行う。

3 環境と調和した農業生産及び安心・安全な農畜産物の安定供給に向けた取組に対する支援

持続可能な農業生産に向けて、農薬及び肥料の適正な使用、総合的病害虫・雑草管理や有機農業等に関する技術及び知識の普及指導活動を行うことを通じて、環境と調和した農業生産の取組に対する支援を行う。

一方、地球温暖化や異常気象などの様々な環境の変化に適応した生産安定技術の導入等の取組に対する支援を行う。

また、県産農畜産物の安全性を確保し、消費者からの信頼を確保するため、必要な技術指導を行うとともに、生産現場でのリスク管理や「かがしまの農林水産物認証制度」を活用した農業生産工程管理（GAP）の導入・定着等の取組に対する支援を行う。

4 農村の振興に向けた取組に対する支援

地域の特性に応じた農業生産，高齢化に対応した地域営農及び農村生活の改善等に関する技術及び知識の普及指導活動を行うことを通じて，農村の持続的な維持・発展，農村地域の構造改革に向けた取組に対する支援を行う。

また，農村女性や高齢者等が行う地域資源を活用した特産づくりや地域内流通の取組など，多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動の推進等の取組に対する支援を行う。

さらに，食育を通じた農業への理解促進や鳥獣被害対策に対する話し合い活動，耕作放棄地の有効活用のための技術確立の取組などの支援にも考慮する。

また，新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置

農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の技術，経営に関する課題に的確に対応できるような配置に努める。

その際，試験研究機関及び農業大学校との連携の確保や本県の農業を巡る情勢，地域の特性等に配慮する。

(1) 普及指導員の配置については，以下の観点に配慮するものとする。

ア 普及指導員としてのスペシャリスト機能とコーディネート機能の十分な発揮

イ 地域の実態に応じた普及指導員の専門分野

ウ 普及指導員の技術に関する専門的な能力及び農業の現場における課題解決能力の維持・向上

(2) 本県及び地域の農業・農村の実態を踏まえ，地域の解決すべき課題に対応した専門分野を担当する普及指導員を，「鹿児島県普及指導活動の進め方ー県ガイドライン」により地域振興局及び支庁の普及事業担当課に配置する。

(3) 専門分野又は普及指導活動の技術及び方法を総括して，技術の開発と普及に関する情報の収集・分析・提供，関係機関・団体等との連携，普及指導員等の資質向上の支援等を行う普及指導員を農業開発総合センター企画調整部普及情報課に配置する。

2 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、農業者との信頼関係に基づき、継続的な普及指導活動を行いつつ、その期間中に普及指導活動の成果が十分に発揮されるよう同一勤務地において一定期間継続して従事し得るよう努める。

3 普及指導員の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保にあたっては、普及事業担当課等に配置した上で、中堅普及指導員等（トレーナー）の監督の下で、普及指導に従事させることを通じて、革新技術の習得や現場での課題解決能力等の向上を図る。

第3 普及指導員の資質向上に関する事項

1 研修目標

近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応できる普及事業を展開するため、普及指導員の資質向上を図る。

普及指導員の研修は、普及指導員がスペシャリスト機能やコーディネート機能を発揮しつつ、技術を核として、地域農業の生産面、流通面等における革新に総合的に対応できる普及指導員を育成することを目標にする。

2 普及指導員研修の体系及び内容

普及指導員の研修については、OJT等の現場段階の実践的な研修を基本に、普及指導活動の経験年数等に応じて県や地域単位の集合研修を実施するとともに、国が実施する研修等への派遣、eラーニング等を活用するなど体系的に実施する。

(1) 実践指導力強化研修

普及指導活動の経験が少ない新任者等に対して、普及事業への理解と基礎的な普及指導方法、専門分野の技術や知識等を習得するため、中堅普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な研修や県段階の集合研修を実施する。

(2) 専門指導力強化研修

専門分野を中心とした課題解決能力の向上、経営管理など経営的視点を重視した実践的な指導能力の向上、技術の習得等を目的とした研修を実施する。

また、県が重点的に取り組む農政上の課題等において、緊急に普及指導活動の強化が必要な分野については、速やかに知識・技術の習得が図られるよう配慮する。

(3) 企画・運営能力強化研修

普及組織としての総合力を発揮するため、普及指導活動の総合的な企画調整や運営管理、普及指導計画の進行管理方法等の研修を実施する。

3 研修の計画的な実施

普及指導の高度化を図るために、普及指導員の資質の向上に関して必要な事項について「普及指導員研修実施方針」及び「単年度研修計画」を作成して研修の充実強化に努める。

4 調査研究、研究会活動等の充実強化

資質向上の観点から、普及指導員が行う課題解決のための調査研究の成果発表や共通課題の検討、情報交換等の研究会活動等の充実強化に努める。

5 人事交流の推進

普及指導員の能力向上や幅広い視野の醸成を図るため、行政、試験研究機関等との人事交流に努める。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動を効率的かつ効果的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次の事項に留意する。

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、農政の展開方向や地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性の高いものに重点化する。

(1) 活動の重点化

農業の担い手となる人材の確保・育成を最重点課題としつつ、地域の特性に応じて高度な農業の技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の方法を用いて、農業の担い手の技術革新及び経営改善に向けた取組を支援する活動、並びに地域リーダー等の農業者及び関係機関との連携を図りながら、地域農業の活性化を支援する活動へ重点化する。

(2) 対象の重点化

活動の内容に応じて、認定農業者をはじめ、青年農業者や女性農業者、地域リーダーなど意欲ある多様な農業者を適正に選定する。その際に普及組織が対象とする分野と関係機関・団体の役割分担を明確にして、地域全体として効率的に成果が得られるよう努める。

2 普及指導活動の重点化に伴う関係機関・団体との連携と役割分担

普及指導活動の重点化を図る一方で、地域全体として、地域農業の発展等に向けた取り組みを進めるために関係機関・団体との連携が必要であり、普及指導活動の内容や対象に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、金融機関等との連携確保に努める。

特に、地域農業の振興計画等と普及指導計画は整合性を図る必要があることから、市町村等の関係機関・団体と課題の共有化や役割分担の明確化などに努める。

また、一般的な技術及び知識の指導等については、農業協同組合等が担当するなどの役割分担を明確化し、適切な連携を確保する。

なお、関係機関・団体との連携にあたっては、効果的、効率的な普及指導活動を展開するため、農業改良普及推進協議会等の活用にも努める。

3 試験研究及び研修教育との一体的取組の充実強化

効率的かつ安定的な農業経営を確立するためには、近年における急速な技術革新に対応し、最新技術等を普及指導現場に導入することが必要である。このため、次の点に重点をおいて、試験研究機関及び農業大学校との連携を強化する。

- (1) 普及組織と試験研究機関との連携による技術の開発、実証・展示、普及を行う。
- (2) 先進的な民間技術等については、情報の収集・分析・提供、試験研究機関との連携した調査研究活動を実施しながら、普及指導現場への早期導入を図る。
- (3) 普及組織と青年農業者その他の農業を担うべき者を養成するための研修教育を行う農業大学校との一体的な取組の充実強化に努める

4 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

普及指導計画は実施方針に即し、関係機関等と合意形成を図りつつ、地域の農業・農村の現状、農政推進上の課題、農業者等のニーズ等を踏まえ、普及指導活動の対象、課題ごとの活動計画等を示すものとして策定する。

なお、具体的な作成方法等については、別に定める「農業改良普及指導計画作成指針」によるものとする。

(2) 普及指導活動の評価

普及指導活動の成果等について、当該活動の必要性、有効性、効率性等の観点から内部評価及び外部評価を行い、その評価結果を普及指導活動等に適時・的確に反映する。

なお、具体的な評価方法等については、別に定める「普及指導活動評価の手引き」によるものとする。

5 調査研究の実施及び成果の活用

地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び当該技術に関する知識を組み立て、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用する。

6 民間等との連携

新技術の実践や新規就農者の技術習得の支援等については、指導農業士等の地域において先導的な役割を担う農業者等の協力を得る。

また、税務、会計・経理、労務管理、農畜産物加工、マーケティング、IT等の専門分野については、地域の実情を踏まえつつ、民間専門家や試験研究機関、大学等の積極的な活用に努める。また、普及指導員は活動全体の総括・点検を行いながら、民間等との役割分担の明確化など適切な連携の確保に努める。

なお、これらの民間等の連携を行う場合は、普及指導協力委員制度を有効に活用するように努める。

7 研修教育の充実強化

(1) 青年農業者等への支援

普及事業担当課は、農業大学校と連携して、次代を担う農業青年クラブ員等による地域の課題への取組及び技術の改良、経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を通じ、農業青年クラブ活動を促進するための指導等を実施する。

(2) 農業大学校における取組

農業大学校は、農業生産及び農業経営に関する高度な技術及び知識を習得させるとともに、地域をリードする農業者を養成するため、その研修教育内容の充実強化を図る。

ア 就農する意欲のある青年等や農業を担うべき者に対し、普及指導員、社団法人鹿児島県農業・農村振興協会（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の第5条により指定する青年農業者等育成センター）等と適切に役割を分担し、就農前から経営が確立するまでの発展段階に応じて継続的に研修教育を行う中核的な機関となるよう努める。

イ 新規就農を志向する他産業従事者及びUターン者等の就農する意欲のある者を地域に受け入れるための体制の整備を推進する。

ウ 農業の担い手に対し、農業の技術及び経営方法に関する専門的かつ体系的な再教育を行う機関としての機能を果たすよう努める。

エ 独立行政法人農業者大学校、県外の農業大学校、大学、農業系高等学校等との連携を図り、科目又は単位の互換、編入学等の運営の弾力化により農業研修教育水準の向上に配慮する。

オ 農業大学校の指導職員については、他の教育機関における経験、一定の普及指導経験及び試験研究機関における技術開発経験を考慮した上での配置に努めると

ともに、体系的な研修を実施し、その資質の向上に努める。

(3) 学校教育との連携

普及事業担当課及び農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来の就農が期待される農業系高等学校の生徒等に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと農業青年クラブ等との交流の促進等の支援を図っていくように努める。

8 行政施策の活用支援

普及事業の特徴を活かしつつ、課題解決の手段として、各種補助事業や農業改良資金、就農支援資金等の制度資金等が効果的に活用されるよう支援する。

特に、農業改良資金は農業・農村の6次産業化等の取組支援を含め、農業経営の改善に向けて、普及指導員がより効果的に普及指導活動を展開するための手段であることに留意し、普及指導活動において計画的かつ積極的にその活用を支援する。

9 普及事業担当課等の運営

普及事業担当課については、農業者等に対する情報提供及び相談の場並びに普及指導員の活動拠点としての機能が十分発揮されるよう運営する。

なお、具体的な運営方法等については、別に定める「鹿児島県普及指導活動の進め方ー県ガイドラインー」によるものとする。

10 その他普及指導活動の方法に関する留意事項

(1) 普及指導活動で得た情報の取扱方法

普及指導員が農業者から取得・収集する情報の中には、農業者の個人情報、企業秘密または知的財産として保護が必要な情報が含まれている場合がある。

このため、農業者からの信頼確保の重要性にも鑑み、これらの情報の集積や共有を行う際には、情報の保護及び利用に関する関係例規等を基本に、普及事業担当課等における情報の適切な管理に努め、意図しない情報流出の防止及びこれらの情報の当初と異なる目的外利用や他に提供する場合の情報提供者の了解を得ることなど、適切な取扱いに留意する。

(2) 農業経営のリスクを伴う計画に関する指導に係る留意事項

経営規模の拡大や事業の多角化、先導的な新技術の導入等のためには、多額の資金調達等を要し、経営の継続自体が困難となるようなリスクを伴う場合もあるので、農業経営の改善に向けた技術・経営指導にあたっては、当該リスクについての注意喚起を行い、説明責任を十分に果たすとともに、当該リスクの低減に向けて必要な普及指導活動を行う。

(3) 多様な人材の育成及び確保

農業に新たに参入する者の確保・育成及び営農の定着に向けて、農業法人等への就業も視野に入れながら、きめ細かな相談対応や技術・経営指導を継続的に実施す

る。

また、女性、高齢者等の多様な者の活動支援にあたっては、地域の実情に即して、男女共同参画社会の実現に向けた地域社会の意識啓発や技術研修の実施等に取り組む。

加えて、農業への参入を希望する企業等に対し、企業等農業参入相談窓口における相談活動や情報提供等を行い、円滑な参入・営農定着に向けて支援する。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業に関する教育への協力

行政機関、教育機関、農業協同組合等が行う県民の農業・農村に対する理解促進等を図るための農業体験学習や食育等の取組に対し、情報提供、相談活動等の協力を行うように努める。

2 普及事業担当課等の施設・機能の充実

普及事業担当課の情報提供機能を一層充実させる観点から、診断・指導機材等の整備や営農相談・研修等の充実、インターネット等を活用した情報提供のための体制づくり等を推進する。

3 地域振興局・支庁の管轄区域を越えた普及指導活動

先端技術の導入・普及、特殊な地域農産物の振興等のため、特に必要があると経営技術課長が認めた場合には、普及指導員がその地域振興局・支庁の管轄区域を越えて活動を行うことができる。

ただし、当該普及指導活動の対象及び活動期間をあらかじめ定めることとする。

4 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚の醸成等を図る観点から、海外からの研修生等の受け入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等を推進する。

5 都道府県間の連携の強化

都道府県間の普及指導員による相互の技術協力等については、必要に応じて全国的な課題（普及指導方法や経営管理指導等の課題）に関し、専門的な知識または普及指導活動経験を有する普及指導員を、普及指導活動に支障が生じない範囲で研修講師等として派遣することができる。